おいでんか松山観光客誘致促進事業(受注型企画旅行)申請についてのチェックシート(FAX提出用)

本チェックシートで申請の流れ、提出書類についてご確認ください。本チェックシートを提出する必要はありません。

| 手続き番号・手続き内容 | 申請者チェック |
|--|----------|
| 1.メールアドレス・FAX番号登録書の提出 【申請者】 | |
| ①メールアドレス・FAX番号登録書 (代表者押印(注1)のうえ、郵送で提出) | |
| 2.メールアドレス・FAX番号登録書受理の連絡【協会】 | • |
| メールアドレス・FAX番号登録書に不備等がない場合は受理し、登録したFAX番号へ連絡。FAX受信確認の電話連絡を行う。 | |
| 3.申請書等を登録したFAX番号から提出 【申請者】 ※旅行出発の14日前まで | |
| ①申請書(様式第1号) | |
| ②旅行行程表(別表1の各種加算額の対象要件に該当する場合は、明記すること。) | |
| ③バス等の見積書(写)または運送引受書(写)および船舶の見積書 ※バス会社、船会社が発行しているもの | |
| 登録したメールアドレスから協会指定のFAX番号宛て(089-921-0286)に送信。FAX受信確認の電話連絡を行う。 | |
| 4-1.申請書等に不足、記載不備等が無い場合 ⇒ 申請受付【協会】 ※申請者は7番の手続きへ | |
| 旅行出発の14日前までに到着、申請書類に不足、記載不備等が無い状態であれば、申請受付 | |
| 申請受理の通知を登録したFAX番号宛てに送信。FAX受信確認の電話連絡を行う。 | |
| 4-2.申請書等に不足、記載不備等が有る場合 ⇒ 必要書類の再提出を依頼 【協会】 | |
| 不足、記載不備等について連絡し再提出を求める。 | |
| 5.申請書類に不足、記載不備等があり、指定期間内に再提出する場合 【申請者】 ※旅行出発の14日前まで | |
| 協会から指示のあった追加書類や修正した書類を再提出 | |
| 6-1.再提出書類に不足、記載不備等が無い場合 ⇒ 申請受付 【協会】 | |
| 旅行出発の14日前までに到着、再提出書類に不足、記載不備等が無い状態であれば、申請受付 | |
| 申請受理の通知を登録したFAX番号宛てに送信。FAX受信確認の電話連絡を行う。 | |
| 6-2.旅行出発14日前までに再提出できない場合 ⇒ 助成不可【協会】 | |
| 旅行出発の14日前までに追加書類、訂正書類を再提出できない場合は、助成不可 | |
| 7-1.(旅行内容が変更なし、もしくは助成要件に適する小幅な変更の場合) | |
| 旅行の催行後、実施報告書等を登録したFAX番号から提出 【申請者】 ※旅行終了後20日以内 | |
| ①実績報告書(様式第2号) | |
| ②実施時の旅行行程表(別表1の各種加算額の対象要件に該当する場合は、明記すること。) | |
| ③バス等の請求書(写)またはクーポン(写)および船舶の請求書(写)またはクーポン(写) ※バス会社、船会社が発行しているもの | |
| ④旅行者(顧客)への旅行代金の請求書(写)※請求書(写)は請求金額及び内訳が分かり、助成金の割引について記載のあるもの | |
| 登録したFAX番号から協会指定のFAX番号宛て(089-921-0286)に送信。FAX受信確認の電話連絡を行う。 | |
| 8-1.実績報告書等に不足、記載不備等が無い場合 ⇒ 助成金決定通知書の送付 【協会】 | |
| 実績報告書等に不足、記載不備等がない場合は、決定通知書の"郵送" | |
| 7-2.(旅行の催行後、助成要件が不適となる大幅な変更があった場合、または旅行を中止した場合) | |
| 変更・中止申請書を登録したFAX番号から提出 【申請者】 | <u> </u> |
| ①変更・中止申請書(様式第3号) | |
| 登録したFAX番号から協会指定のFAX番号宛て(089-921-0286)に送信。FAX受信確認の電話連絡を行う。 | |
| 8-2.助成要件が不適となる大幅な変更があった場合、または旅行を中止した場合 ⇒ 助成不可 【協会】 | |
| 変更・中止申請書を受理し、助成対象とならない場合は、助成不可 | |
| 9.助成金決定通知書受理後、請求書を登録したFAX番号から送信 【申請者】 | |
| ①請求書 | |
| 登録したFAX番号から協会指定のFAX番号宛て(089-921-0286)に送信。FAX受信確認の電話連絡を行う。 | |
| 10.助成金の支払い 【協会】 ※請求書提出後1カ月以内 | |
| 請求書に不備等がない場合は、申請者指定口座に銀行振込(支払証拠書類チェック表の添付) | |

(注1) 印鑑は、代表者印(支店長印)又は社印(支店印)と代表者の認印(シャチハタ印は不可)でご申請ください。 また、社印(支店印)と代表者の認印(シャチハタ印は不可)を押印する場合、それぞれの印影が重ならないようにご注意ください。